

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(7) 病児保育事業

病中や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、**診療所に付設された専用スペース**等において看護師と保育士が医師と連携しながら保育する事業です。小学6年生までの子どもが対象となっています。

■病児保育事業の量の見込みと確保方策

(単位:人日)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み① | 364 | 352 | 53 | 73 | 100 |
| 確保方策② | 364 | 352 | 53 | 73 | 100 |
| 差引(②-①) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

現
計
画

【量の見込み】 ニーズ調査において示された潜在的ニーズ等を考慮し、利用実績のある小学3年生までの子ども数に対して、平成27年度以降で最も利用率の高かった年度を基準として、見込み量を算出しています。

【確保方策】 制度の周知を図りつつ、事業の継続実施により引き続き量の見込みへの対応を図ります。

見
直
し
案

【量の見込み】 利用量実績は、コロナ禍の影響等により計画期間の当初から計画上の量の見込みを大きく下回っていました。今後は、ポストコロナまたはウイズコロナに適合した社会転換が進むことにより、徐々に利用者数は回復すると考え、見込み量を算出しています。

【確保方策】 利用者の低迷もあり既存の病児保育事業の委託契約が終了したことから、需要の回復に対応できるよう、早急に確保のための取り組みを行います。また、中長期的な視点で、保護者や子どもたちにとって、利便性が高く、安全・安心な病児保育事業を確保し続けられるよう取り組みます。